



確定申告だより

令和6年12月

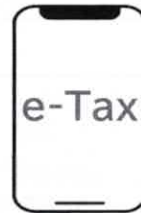
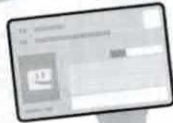
板橋税務署
板橋区大山東町 35-1
TEL 03-3962-4151 (代)

発行：板橋税務署・税務関係六団体 協賛：板橋区町会連合会

書かない✕確定申告 マイナンバーカードでe-Tax

いつでも どこでも
初めてでも 安心♪

スマホで
サクっと♪



すでに
約 **70%** の方が
e-Taxで
申告しています!!



確定申告書等作成コーナーなら
金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成!



作成コーナー



マイナポータル連携
の詳細はこちら



マイナポータル連携で
控除証明書等のデータが
自動入力できる!

※ご利用には事前準備が必要です



e-Taxの5つのメリット

自宅から
申告可能



確定申告期間
24時間利用可能



※メンテナンス時間を除きます

申告書が
データで取得可能



添付書類
提出不要



※一部の書類を除きます

早期還付
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

確定申告は **自宅** から **スマホ** で！

マイナポータル連携を利用して更に便利に！

～マイナポータル連携に係る事前準備等のご案内～

マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxを連携するなどの事前準備が必要です。事前準備の詳細は、国税庁HPの「マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備」をご確認ください。
※ 源泉徴収票や控除証明書等の発行主体によっては、データが取得可能となるまでに数日を要する場合がありますので、事前に余裕をもって事前準備を行ってください。

マイナポータル連携の詳細はこちらから↓



事前準備の詳細はこちらから↓



自宅からスマホで確定申告書を作成・提出する方法 【マイナンバーカード方式編】

1 必要なもの



スマホ



アプリ
「マイナポータル」



マイナンバー
カード

マイナンバーカード受取時に
設定したパスワード

- ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)
- ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)

※ パスワードを
お忘れの場合
(外部サイト)



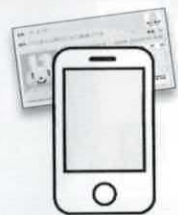
必要なもの をご準備の上、**2** へ♪

2 「作成コーナー」推奨ブラウザ※ で検索♪



確定申告書等作成コーナーにアクセス
※ 推奨ブラウザからアクセスしてください。

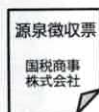
3



提出方法「マイナンバーカード方式」を選択
マイナンバーカードを
スマホで読み取ります。

4

収入等の入力 ▶ 控除の入力



源泉徴収票
国税商事
株式会社



帳簿



医療費領収書
▼▼病院



寄附金
受領証
10,000円
〇〇市長 印

画面の案内に従って、収入・控除等に
関する情報を入力するだけ！
自動計算で申告書の作成ができます。

5

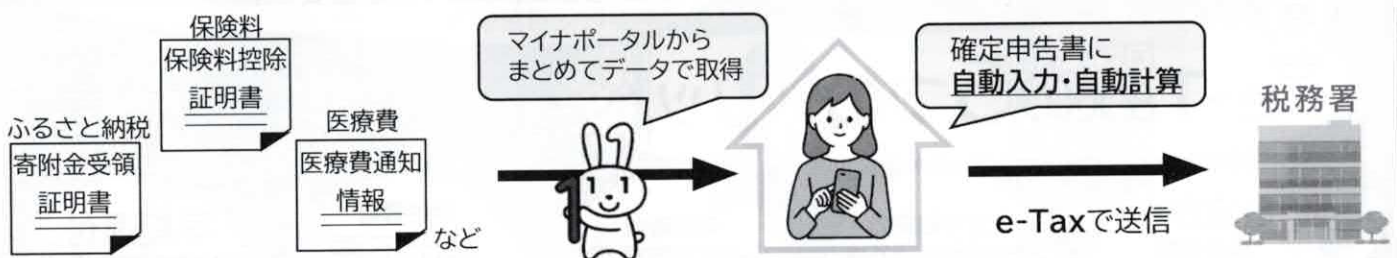
FINISH!!



e-Taxで送信！これで手続完了♪
書類の保管・郵送提出が不要！※

※住宅借入金等特別控除に係る書類など、
一部を除きます。

さらに！ **マイナポータル連携**で収入・控除等に関する情報を確定申告書に自動入力！



e-Taxの使い方などのお問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク【平日9:00～17:00】
TEL 0570-01-5901(全国一律料金)
03-5638-5171(通常電話料金)

△ 確定申告をした場合、ふるさと納税ワンストップ特例の適用がなくなります。ワンストップ特例を申請した寄附金も申告する必要がありますのでご注意ください。

税理士による無料申告相談

～申告書作成会場以外でも、次の日程で無料で税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます～

期間	会場	所在地	対象者 ^(注1)
令和7年1月23日(木)・1月24日(金)	下赤塚地域センター	板橋区赤塚6-38-1	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者 ^(注2)
令和7年1月28日(火)～1月31日(金)	高島平区民館	板橋区高島平3-12-28	
令和7年2月4日(火)・2月5日(水)	常盤台地域センター	板橋区常盤台4-14-1	
時間	その他	事前申込	
【事前申込をお願いします】 【受付】 午前9時から 午後3時30分まで 【相談】 午前9時30分から 午後4時まで	○ 持ち物については、「申告書作成会場の開設について」の「お持ちいただきたいもの」を参照してください。 ○ 申告書等の提出のみの場合は、板橋税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。 ○ 各会場の初日は、大変混雑することが予想されます。 ○ 一部、当日入場整理券の配付を行いますが無くなり次第終了となりますので、事前申込をご利用ください。 ○ 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待ちさせる場合がありますので、ご了承ください。 ○ 受付時間前の来場はご遠慮ください。 ○ 各会場への電話でのお問い合わせ及びお車での来場はご遠慮ください。	○ 令和6年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、 オンライン による 事前申込 を受け付けます。 ○ オンラインによる事前申込は、令和7年1月10日(金)から可能となります。 ○ 税務署・会場・税理士会等で 電話での受付は行っておりません ので、ご注意ください。 詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。	

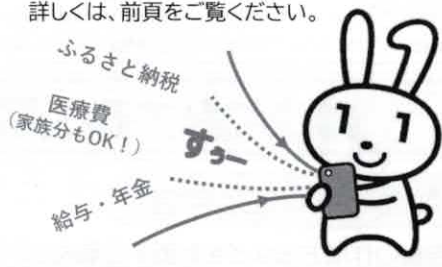

事前申込サイト



(注)1 土地・建物・株式などの譲渡所得がある方、住宅借入金等特別控除を新規で受けられる方など、相談内容が複雑な方及び贈与税・相続税に関する相談がある方は対象とはなりません。
 2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和5年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

申告書作成会場の開設について

～原則、ご自身のスマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和7年 2月17日(月)～3月17日(月) (土、日及び祝日を除きます。) ※ただし、3月2日の日曜日は開場します。	板橋税務署	板橋区 大山東町35-1	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時15分から午後5時まで
お持ちいただきたいもの			事前準備
① マイナンバーカード <small>※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。 ・運転免許証や公的医療保険の被保険者証等の身元確認書類 ・通知カードやマイナンバーの記載がある住民票の写し等のマイナンバーが分かる書類</small> ② マイナンバーカード発行時に、ご自身で設定した次のパスワード ・利用者証明用電子証明書(数字4桁) ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下) ③ e-Taxの利用者識別番号(ID)・パスワードが分かる書類 <small>(ID・パスワード方式の届出完了通知など) ※ お持ちでない場合は、会場で利用者識別番号を取得することができます。</small> ④ スマートフォンまたはタブレット ⑤ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類			① 来場前に、マイナンバーカードを利用した、 マイナポータル連携 の事前準備をお願いしております。 詳しくは、前頁をご覧ください。 
入場整理券			
○ 混雑回避のため、申告書作成会場への入場には入場整理券が必要です。 ○ 申告書作成会場で当日分の入場整理券を配付しておりますが、入場整理券の取得及び申告書作成会場への入場まで長時間お待ちいただく場合があります。 また、入場整理券の配付状況に応じて受付を早く締め切る場合があるため、 来場いただいても入場整理券を取得することができない場合があります。 ○ 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、 2月中 の来場をお勧めします。 ○ 申告書等の提出のみの場合は入場整理券は不要です。			LINEで事前発行 ・LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して取得できます。 ・事前に日時を選択することが可能です。  友だち追加はこちらから↑

※ 還付申告をされる方は、**上記開設期間(2月17日)の前でも税務署で相談を受け付けております。**
 ※ 1月6日(月)から税務署で当日分の入場整理券を配付します。申告書の作成・相談をされる方は、**入場整理券が必要です。**
 ※ 2月3日(月)～3月31日(月)は、当署の駐車場は使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。

令和6年分確定申告の申告・納付の期限等

	申告・納付期限	口座振替をご利用の方の振替日
所得税及び復興特別所得税	令和7年3月17日(月)	令和7年4月23日(水)
個人消費税	令和7年3月31日(月)	令和7年4月30日(水)
贈与税	令和7年3月17日(月)	ご利用できません。

使ってみると便利です！キャッシュレス納付！

振替納税	ダイレクト納付								
<p>振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。 申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要がある方におススメです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請手続は最初だけ！初年度以降は自動で引き落とし！ オンラインでも申請が可能！ 詳細はこちら -----▶ 	<p>e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で納付することができる便利な電子納税の手段です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ オフィスや自宅からPCで納付できる！ ☑ 即時又は納付日を指定して納付ができる！ ○ <u>ダイレクト納付を始めるには？</u> ☑ <u>ダイレクト納付が利用可能な金融機関に預貯金口座があること！</u> 確認はこちら -----▶ ☑ (初めてのの方は) e-Taxの利用開始手続からスタート！ ☑ 国税のダイレクト納付利用届出書を提出！ 個人の方はオンラインで届出書の提出が可能！ 詳細はこちら -----▶  								
<p>インターネットバンキング等</p> <p>インターネットバンキング口座などから納付する方法です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ パソコンやスマホから簡単に納付！ ☑ 詳細はこちら -----▶ 	<p>令和6年4月から自動ダイレクトが始まりました！</p> <p>e-Taxで申告等データを送信する際に、必要事項をチェックするだけで、各申告手続の法定納期限当日に自動的に口座引落しにより納付ができる、便利なダイレクト納付の方法です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用条件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年4月1日以降、法定納期限が到来する申告手続 ・ 法定納期限内に申告手続をする場合 ○ 利用可能額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定納期限当日に申告手続をする場合、原則として下表の額を超えると自動ダイレクトは利用できませんので、ご注意ください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>法定納期限当日に申告手続をする日</th> <th>納税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年4月1日～令和8年3月31日</td> <td>1,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>令和8年4月1日～令和10年3月31日</td> <td>3,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>令和10年4月1日以降</td> <td>1億円以下</td> </tr> </tbody> </table>	法定納期限当日に申告手続をする日	納税額	令和6年4月1日～令和8年3月31日	1,000万円以下	令和8年4月1日～令和10年3月31日	3,000万円以下	令和10年4月1日以降	1億円以下
法定納期限当日に申告手続をする日		納税額							
令和6年4月1日～令和8年3月31日		1,000万円以下							
令和8年4月1日～令和10年3月31日	3,000万円以下								
令和10年4月1日以降	1億円以下								
<p>クレジットカード納付</p> <p>インターネット上のクレジットカード支払機能を利用して、納付受託者が運営する専用サイトから納付受託者に納付を委託する方法です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ 事前手続きは不要！ ☑ 詳細はこちら -----▶ <p>※ 納付税額に応じた決済手数料がかかります。</p> 									
<p>スマホアプリ納付</p> <p>7つのPay払い（〇〇ペイ）から納付する方法です。 詳細はこちら -----▶</p> <p>※ 令和7年2月1日からアクセス方法がe-Taxを経由する方法に集約されます。</p> 									

国税に関するご質問・ご相談は国税庁ホームページで解決！

動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内！



確定申告 動画



チャットボット(ふたば)

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！



税務職員ふたば

国税庁 税について調べる



タックスアンサー

国税のよくある質問に対する一般的な回答を調べることができます！



▶ 国税庁ホームページで解決しない場合には、「国税相談専用ダイヤル」（電話相談）をご利用ください。

0570-00-5901 (全国一律料金) 受付時間 平日8:30~17:00

にせ税理士・にせ税理士法人にご注意ください

○ 税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。税理士資格のない者が、税務の相談・書類作成・代理をすることは法律で禁じられており、依頼者が不測の損害を受けるおそれがありますので、ご注意ください。